

第 1 回米原市臨時教育委員会

日 時：平成 19 年 3 月 26 日
13 時 00 分開会

場 所：米原市役所山東庁舎
3 階 第 2 委員会室

出席者 教育委員：松嶋委員 山岡委員 戸田委員 堀田委員 瀬戸川教育長
学校教育課：安田課長
生涯学習課：世森課長
文化スポーツ振興課：桂田課長補佐
教育総務課：中谷課長 丸本課長補佐
書 記 教育総務課：二之宮

1) 辞令交付

市長より堀田委員へ辞令交付

2) 開会あいさつ

瀬戸川教育長

堀田委員（新任教育委員）よりあいさつ

3) 教育委員会委員長の選任について

事務局：形式上は選挙という形になるが、どうするか決定していただきたい。

委員：協議により選任してはどうか。

委員：できれば、協議により選任させていただきたい。

委員：山岡委員を次期教育委員長に推薦する。

全員一致で山岡委員を委員長に選任

委員（新任教育委員長）よりあいさつ

4) 委員長職務代理者の選任について

委員：戸田委員を職務代理者に選任してはどうか。

全員一致で戸田委員を委員長職務代理者に選任

5) 議題

議題第 2 号 米原市立学校給食施設条例施行規則の一部を改正する規則について

事務局より概要説明

原案のとおり承認

議案第 2 3 号 米原市学校給食費の会計処理規則の一部を改正する規則について

事務局より概要説明

- 委員：この規則上、長時部はいぶき保育園、短時部はいぶき幼稚園として認識するのか。
- 委員：こども園に配食するため改正しているのに、「給食」を「学校給食」と改正するのはおかしいのではないのか。
- 事務局：業務を広い意味で捉えており、従来は「給食」としていたが、「学校給食費」との文言が多数であるため、他の条文に併せて改正している。
- 委員：学校給食法の関係で改正しているのではないのか。
- 事務局：学校給食法では賄い費を「学校給食」というと定義されているため、その部分を引用している。
- 委員：幼稚園の園児もこの文言となるのか。
- 事務局：幼稚園も「学校給食」となる
- 委員：「給食」の前に「学校給食」をつけたのは学校給食法で規定されているために使用しているとのことであるが、「学校給食」という文言を抜いても補助の関係で問題はないのか。
- 事務局：補助の関係上、施設名には学校給食との名称が必要となる。
- 委員：新しい給食センターの機能は米原市全体の食育を目指して整備を考えているため、園や学校の配送業務だけでなく、市全体の食育推進を進められる施設整備を目指している。
- 委員：一般に配食業務をおこなうことか。
- 委員：新しく建設した施設に足をはこんでもらい、栄養士等の指導のもと、食育をおこないたいと考えており、一般に配食業務をおこなうことはない。

原案のどおり承認

議案第 2 4 号 米原市教育委員会事務局職員服務規程の一部を改正する規程について

事務局より概要説明

- 委員：まったく休息時間がなくなるのか。
- 事務局：休息時間の定義は、拘束されないということであり、簡易な休憩等は問題ないため、実質は従来と変更はない。
- 委員：この改正に伴い、学校の休息時間も変更となるのか。
- 事務局：滋賀県の規則も人事院の改正に伴い改正されるため、学校はすでに導入されている。
- 委員：昼の休憩の取り扱いはどうなるのか。
- 事務局：従来どおり 1 2 時 1 5 分から 1 3 時までの 4 5 分間である。

原案のとおり承認

議案第 2 5 号 米原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

事務局より概要説明

- 委員：学校教育課の事務分掌 6 , 9 は、いぶき認定こども園も幼稚園として含まれるのか。
- 委員：長時部は保育園になるため含まないが、短時部は含まれる。
- 委員：指導主事の関係を出すと幼稚園の指導もかねているが、長時部も兼務で発令したほうがよいのでないか。
- 事務局：個人の役割名称としては、現在も幼稚園、小学校担当と分掌している。来年度はこども課の指導主事と教育委員会の指導主事とで認定こども園の指導をおこなうことになる
- 委員：学校教育課の事務分掌 1 と 6 の学校管理運営と幼稚園の管理運営に関することと微妙に相違があるが統一しないでよいのか。
- 事務局：従来のおりとなっている。
- 委員：事務分掌の 2 5 「その他学校教育の指導に関すること。」の中に幼稚園とはっきり記載する必要があるのではないか。
- 委員：認定子ども園の開園前に明確に記載しておく必要がある。
- 委員：記載する場合は、この規則以外にも修正が必要となり、すべてを見直す必要がでてくる。
- 委員：学校の定義を明確にする必要があるのではないか。
- 委員：関係する規則をすべて見直しする必要がある。
- 委員：この規則については、仕事をしていくので必要となるため、とりあえず訂正してはどうか。
- 委員：今回はこの規則で作成して、今後他の規則もまとめて修正するということではどうか。
- 委員：最終的に例規集の文言を統一することでこの規則を通過させることでどうか。

例規集の文言統一を図ることを条件に原案のとおり承認

議案第 2 6 号 米原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

事務局より概要説明

- 委員：まなび推進課の施設は教育総務課の管轄でなく、まなび推進課が管轄となるのか。
- 事務局：生涯学習関係の施設はまなび推進課で担当することになる。
- 委員：ウッドピア伊吹の管轄はどのようになるのか。
- 事務局：事実上学校が使用しているため、教育総務課の管轄となる。
- 委員：教育総務課長印のみで、他の課長の印鑑はないのか。
- 事務局：以前に作成しており、実際使用していない。
- 委員：印鑑は横書きか。
- 事務局：横書きとなる。

原案のとおり承認

議案第 2 7 号 米原市同和教育推進本部設置規程等の一部を改正する規程の制定について

事務局より概要説明

委員：この規則では教育委員会事務局としているが、他の規則も同じようになっているのか。

事務局：今後、他の規則も確認していく必要がある。

原案のとおり承認

議案第28号 米原市社会教育委員の委嘱について

事務局より概要説明

委員：学校教育関係者は現職の学校教員となるのか。

事務局：以前は現職としていたが、今回は過去の経験者となる。

委員：学校の現状を理解している学校関係者とする必要があるのではないのか。

事務局：なるべく現職に近い形で入ってもらうため、直近の教員に委員となってもらっている。

委員：社会教育委員に学校教育関係者を置くということは法律に明記されているのか。

事務局：明記されていない。

原案のとおり承認

議案第29号 後援名義使用承認について

事務局より概要説明

- ・第2回伊吹山保全の日「セイヨウタンポポの除去」保全活動
「伊吹山ネイチャーサポーター」募集について

委員：代表者は地域住民の方が。

委員：地域の方ではないが、伊吹山を守る会などの活動を率先して実施している方である。

承認

- ・平成19年度「ジュニアスポーツクラブ」について

委員：啓発活動はどのようにされるのか。

事務局：各学校にチラシを配布することになると思う。

委員：滋賀県立彦根運動場は滋賀県が出資する財団の直営となるのか。

委員：彦根運動場はすでに指定管理が導入されている。

委員：学校にチラシをおいておくだけなら問題はないが、生徒に配布する場合は問題となる。

承認

・第26回滋賀県スペシャルスポーツカーニバルについて

承認

・H.B.Pencil 母の日コンサートについて

委員：高校生が主催しているのか。

事務局：米原高校の生徒が主催している。

委員：教育委員会の管轄施設する公民館等が共催している事業に、教育委員会が後援することはおかしくないか。

事務局：公民館等の名称でなく、指定管理を受託している団体名なら問題ないと思う。

委員：カッコ書きで団体名を記載してはどうか。

事務局：施設と団体の名前を整理して調整する。

指定管理者の団体名を記載することで承認

6) その他

教育委員会議事録の公開についても今後検討が必要となる。

委員：公開は結構だが、しっかり決裁を受けた議事を公開していただきたい。

事務局：委員に確認をうけてから公開させていただく。

委員：今年の高校入試の結果はどうであったか。

事務局：1から3名の不合格者がでていたが、不合格者は私立等に入学する。

委員：4月からの教育委員会では事務局よりの報告という項目を設けていただきたい。

委員：市長は卒業式に出席しないのか。

委員：議会との調整が必要となるため難しい。

次回定例教育委員会

4月23日 13時00分より

いぶきこども園の開園式 4月6日 午前10時より

以上をもって第1回臨時教育委員会を16時25分に終了した。